

職員給与規程等の変更について

(案)

平成29年人事院勧告に準じて、以下のとおり職員給与規程等の変更を行うとともに、必要な給与等の精算を実施することとする。

1. 変更する規程

- ・職員給与規程（別紙1）
- ・役員に対する勤勉手当の支給に関する規程（別紙2）

2. 変更に伴う精算

(1) 常勤役員及びプロパー職員への精算

- ・上記規程の変更に伴い、平成29年度に支給した給与等の精算を速やかに実施。

(2) 平成29年度上期出向負担金の精算

- ・出向協定の趣旨を踏まえ、上記規程の変更に伴い、平成30年4月に精算を実施。

以 上

職員給与規程 変更案 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第1条～第21条 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇(懲戒解雇は除く。)にあっては、退職又は解雇した日。)において職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を勤勉手当基礎額として、別表3に定める期間率及び次の各号に掲げる成績率を乗じて得た額を支給する(第4条別表2の適用を受ける職員については、別表4に定める額に期間率を乗じて得た額を支給する)。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の85</u>(第4条別表2の適用を受ける職員を除く。)を乗じて得た額の総額を超えない範囲とする。</p> <p>一 直近の評定(基準日以前における直近の能力評価及び業績評価をいう。以下同じ。)が特に優秀である職員 <u>100分の105</u>以上<u>100分の170</u>以下</p> <p>二 直近の評定が優秀である職員 <u>100分の93.5</u>以上<u>100分の105</u>未満</p> <p>三 直近の評定が良好である職員 <u>100分の82</u></p> <p>四 直近の評定が良好でない職員 <u>100分の82</u>未満</p> <p>4 (略)</p>	<p>第1条～第21条 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇(懲戒解雇は除く。)にあっては、退職又は解雇した日。)において職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を勤勉手当基礎額として、別表3に定める期間率及び次の各号に掲げる成績率を乗じて得た額を支給する(第4条別表2の適用を受ける職員については、別表4に定める額に期間率を乗じて得た額を支給する)。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u>(第4条別表2の適用を受ける職員を除く。)を乗じて得た額の総額を超えない範囲とする。</p> <p>一 直近の評定(基準日以前における直近の能力評価及び業績評価をいう。以下同じ。)が特に優秀である職員 <u>100分の110</u>以上<u>100分の180</u>以下</p> <p>二 直近の評定が優秀である職員 <u>100分の98.5</u>以上<u>100分の110</u>未満</p> <p>三 直近の評定が良好である職員 <u>100分の87</u></p> <p>四 直近の評定が良好でない職員 <u>100分の87</u>未満</p> <p>4 (略)</p>

第23条～第24条 (略)

別表1
本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給	本給	本給	本給
1	191,700円	227,900円	261,100円	298,000円
2	193,500	229,500	263,000	300,300
3	195,300	231,000	264,800	302,500
4	197,100	232,600	266,900	304,600
5	198,700	234,100	268,700	306,900
6	200,500	235,800	270,600	309,100
7	202,300	237,300	272,500	311,400
8	204,100	238,900	274,600	313,500
9	205,800	240,300	276,700	315,600
10	207,600	241,800	278,700	317,800
11	209,400	243,400	280,800	319,900
12	211,200	244,800	282,800	322,000
13	212,600	246,300	284,800	324,000
14	214,400	247,800	286,900	326,100
15	216,100	249,100	288,900	328,100
16	217,900	250,500	290,900	330,000
17	219,600	252,000	292,900	332,100
18	221,300	253,700	294,900	334,100
19	222,900	255,400	297,000	336,200
20	224,500	257,200	299,000	337,700

※ (略)

第23条～第24条 (略)

別表1
本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給	本給	本給	本給
1	192,700円	228,900円	262,000円	298,900円
2	194,500	230,500	263,900	301,200
3	196,300	232,000	265,700	303,400
4	198,100	233,600	267,800	305,400
5	199,700	235,100	269,600	307,700
6	201,500	236,800	271,500	309,900
7	203,300	238,300	273,400	312,200
8	205,100	239,900	275,500	314,300
9	206,800	241,200	277,600	316,400
10	208,600	242,700	279,600	318,600
11	210,400	244,300	281,700	320,700
12	212,200	245,700	283,700	322,700
13	213,600	247,200	285,700	324,700
14	215,400	248,700	287,800	326,700
15	217,100	250,000	289,800	328,700
16	218,900	251,400	291,800	330,500
17	220,600	252,900	293,700	332,600
18	222,300	254,600	295,700	334,600
19	223,900	256,300	297,800	336,700
20	225,500	258,100	299,800	338,100

※ (略)

電力広域的運営推進機関

別表2 (略)

別表3 (略)

別表4

職務の 級	勤勉手当			
	特に優秀	優秀	良好	良好でない
5級	<u>1,415</u> 千円	<u>1,307</u> 千円	<u>1,198</u> 千円	<u>1,089</u> 千円
6級	<u>1,742</u>	<u>1,579</u>	<u>1,415</u>	<u>1,253</u>
7級	<u>2,178</u>	<u>1,960</u>	<u>1,742</u>	<u>1,525</u>
8級	<u>2,722</u>	<u>2,449</u>	<u>2,178</u>	<u>1,906</u>

※ (略)

附則 (平成27年7月15日) (略)

附則 (平成27年9月2日) (略)

附則 (平成28年3月23日) (略)

附則 (平成29年2月15日) (略)

別表2 (略)

別表3 (略)

別表4

職務の 級	勤勉手当			
	特に優秀	優秀	良好	良好でない
5級	<u>1,448</u> 千円	<u>1,338</u> 千円	<u>1,226</u> 千円	<u>1,115</u> 千円
6級	<u>1,783</u>	<u>1,616</u>	<u>1,448</u>	<u>1,283</u>
7級	<u>2,229</u>	<u>2,006</u>	<u>1,783</u>	<u>1,561</u>
8級	<u>2,786</u>	<u>2,506</u>	<u>2,229</u>	<u>1,951</u>

※ (略)

附則 (平成27年7月15日) (略)

附則 (平成27年9月2日) (略)

附則 (平成28年3月23日) (略)

附則 (平成29年2月15日) (略)

附則 (平成30年2月7日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年2月7日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(勤勉手当に関する特例)

第2条 平成29年6月に支給する勤勉手当に関する第22条第3

項の規定については、次の各号に掲げるとおり、それぞれ読み替えて適用する。

一 柱書 「100分の90」とあるのは「100分の85」と読み替える。

二 第1号 「100分の110以上100分の180以下」とあるのは「100分の105以上100分の170以下」と読み替える。

三 第2号 「100分の98.5以上100分の110未満」とあるのは「100分の93.5以上100分の105未満」と読み替える。

四 第3号 「100分の87」とあるのは「100分の82」と読み替える。

五 第4号 「100分の87未満」とあるのは「100分の82未満」と読み替える。

2 平成29年12月に支給する勤勉手当に関する第22条第3項の規定については、次の各号に掲げるとおり、それぞれ読み替えて適用する。

一 柱書 「100分の90」とあるのは「100分の95」と読み替える。

二 第1号 「100分の110以上100分の180以下」とあるのは「100分の115以上100分の190以下」と読み替える。

三 第2号 「100分の98.5以上100分の110未満」とあるのは「100分の103.5以上100分の115未満」と読み替える。

四 第3号 「100分の87」とあるのは「100分の92」と読み替える。

五 第4号 「100分の87未満」とあるのは「100分の92未満」と読み替える。

電力広域的運営推進機関

役員に対する勤勉手当の支給に関する規程 変更案 新旧対照表

(別紙2)

変 更 前	変 更 後												
<p>(勤勉手当の支給)</p> <p>第1条 6月1日、及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する<u>理事長及び理事</u>に対し、勤勉手当を支給する。当該基準日前1か月以内に離職し、又は死亡した者についても同様とする。</p> <p>(勤勉手当の額)</p> <p>第2条 <u>手当</u>の額は、それぞれの基準日現在(離職し、又は死亡したときは、離職し、又は死亡した日現在)において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、別表に基づき、理事長については理事会が決定した支給割合、理事については理事長が決定した支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>一 6か月 100分の100</p> <p>二 5か月以上6か月未満 100分の80</p> <p>三 3か月以上5か月未満 100分の60</p> <p>四 3か月未満 100分の30</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 勤勉手当の支給割合</p> <table border="1"> <tr> <td>優秀</td> <td>100分の<u>185</u>以下、 100分の<u>101</u>以上</td> </tr> <tr> <td>良好</td> <td>100分の<u>87.5</u></td> </tr> <tr> <td>良好でない</td> <td>100分の<u>87.5</u>未満</td> </tr> </table>	優秀	100分の <u>185</u> 以下、 100分の <u>101</u> 以上	良好	100分の <u>87.5</u>	良好でない	100分の <u>87.5</u> 未満	<p>(勤勉手当の支給)</p> <p>第1条 6月1日、及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する<u>理事長及び理事(以下「常勤役員」という。)</u>に対し、勤勉手当を支給する。当該基準日前1か月以内に離職し、又は死亡した者についても同様とする。</p> <p>(勤勉手当の額)</p> <p>第2条 <u>勤勉手当</u>の額は、それぞれの基準日現在(離職し、又は死亡したときは、離職し、又は死亡した日現在)において常勤役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、別表に基づき、理事長については理事会が決定した支給割合、理事については理事長が決定した支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 勤勉手当の支給割合</p> <table border="1"> <tr> <td>優秀</td> <td>100分の<u>190</u>以下、 100分の<u>103.5</u>以上</td> </tr> <tr> <td>良好</td> <td>100分の<u>90</u></td> </tr> <tr> <td>良好でない</td> <td>100分の<u>90</u>未満</td> </tr> </table>	優秀	100分の <u>190</u> 以下、 100分の <u>103.5</u> 以上	良好	100分の <u>90</u>	良好でない	100分の <u>90</u> 未満
優秀	100分の <u>185</u> 以下、 100分の <u>101</u> 以上												
良好	100分の <u>87.5</u>												
良好でない	100分の <u>87.5</u> 未満												
優秀	100分の <u>190</u> 以下、 100分の <u>103.5</u> 以上												
良好	100分の <u>90</u>												
良好でない	100分の <u>90</u> 未満												

第3条 (略)

附則 (略)

附則(平成29年2月15日) (略)

第3条 (略)

附則 (略)

附則(平成29年2月15日) (略)

附則(平成30年2月 日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年2月 日から施行し、平成29年4月1日に遡って適用する。

(平成29年度の支給額に関する特例)

第2条 平成29年6月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表(読み替え後)

優秀	100分の185以下、 100分の101以上
良好	100分の87.5
良好でない	100分の87.5未満

2 平成29年12月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表(読み替え後)

優秀	100分の195以下、 100分の106以上
良好	100分の92.5
良好でない	100分の92.5未満